

2018.7.28 優生保護法に私たちはどう向き合うのか？ 集会宣言

1. 国は優生保護法の人権侵害に早急な謝罪と補償を

優生保護法は、多くの人々の人権を侵害し、法改正から22年たった現在も、さまざまな影響を及ぼしています。

優生思想に基づく不妊手術（卵管や精管の結紮、切除）と人工妊娠中絶によって、さらに、法が認めた手術に違反して行われた子宮や卵巣、睾丸の摘出等によって、性と生殖に関する自己決定権や尊厳を否定された人々があります。その当事者たちは、今も大きな苦しみを抱えています。

優生保護法によって、障害をもつ人への差別が正当化され社会に深く浸透しました。「不良な子孫」と決めつけられた人の「性と生殖の健康／権利」は、現在も奪われたままです。障害に対する否定的なイメージが強調され、障害者は不幸、障害は避けなければいけないという圧力は強まってさえいます。

国は優生保護法によって人権を侵害されたすべての人、とりわけ、第3条、第4条、第12条、第14条によって不妊手術や人工妊娠中絶を強制・強要された被害者に対して、心からの謝罪と補償を早急におこなうべきです。

2. 国は優生保護法による人権侵害の全容について調査検証を

20年以上、国が実態調査に取り組まなかったために、すでに多くの資料が捨てられてしまいました。国は直ちに、第三者的な調査・検証委員会を設けるべきです。

優生保護法による人権侵害の全容を明らかにする調査においては、法が定めた手術とともに、子宮摘出など同法の範囲を逸脱した行為も対象としてください。

3. 国は優生保護法への反省にもとづき、差別を解消する施策を

優生保護法による被害を風化させず、二度と繰り返さないために、市民、とくに医療従事者、教育・福祉関係者等が優生保護法の問題点を知り、差別解消に向けて学ぶ必要があります。

障害があってもなくても、誰もが、産むか産まないか、子どもをもつかもたないかを自分で決められること、どんな選択もサポートされ、性的指向やセクシュアリティも尊重されること、生まれる子に障害があってもなくても、育てる上で格差や差別がないこと……これらを実現する施策が求められます。

私たちは以上のことを強く求めます。

2018年7月28日 「優生保護法に私たちはどう向き合うのか？」集会参加者

共催団体：優生手術に対する謝罪を求める会/全国優生保護法被害弁護団/障害学会/DPI 女性障害者ネットワーク/優生手術被害者とともに歩むみやぎの会/CIL たすけっと/DPI 日本会議/ SOSHIREN^{わたし}女のからだから
協力団体：一般財団法人全日本ろうあ連盟

